

公共交通機関の施設

II

CONTENTS

II-1	公共交通移動等円滑化経路	100
II-2	通路等	106
II-3	階段に代わり又は併設する傾斜路	108
II-4	エスカレーター	110
II-5	階段	112
II-6	視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	114
II-7	案内設備	116
II-8	便所	118
II-9	乗車券等販売所、待合所及び案内所	124
II-10	券売機	126
II-11	休憩設備	128
II-12	改札口	130
II-13	プラットホーム	132
II-14	バスターミナルの乗降場	134
II-15	旅客船ターミナルの乗降用設備	136
II-16	航空旅客ターミナル施設の保安検査場 及び旅客搭乗橋	138



II-1

公共交通移動等円滑化経路

基本的な考え方▶

駅やターミナルの出入口から改札口を経て乗降口に至る経路は、公共交通機関を利用するにあたっての主たる経路となることから、1以上を「公共交通移動等円滑化経路」とし、高齢者、障害者をはじめ誰もが使いやすいよう整備する必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
公共交通移動等円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用道路と乗降口との経路の <u>1以上</u> を公共交通移動等円滑化経路とする ● 段を設けない ● 移動等円滑化経路を構成する通路、傾斜路、エスカレーターの整備基準は、各項目を参照のこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の経路を公共交通移動等円滑化経路とする
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効幅 <u>90cm以上</u> ● 戸を設ける場合は、自動的に開閉するものとするなど車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、前後に高低差がないこと（傾斜路を併設する場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 180cm以上
移動等円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降口ビー	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口の有効幅 <u>80cm以上</u> ● かごの奥行き <u>135cm以上</u> ● 乗降口ビーの有効幅及び奥行き <u>150cm以上</u> ● 乗降口ビーに高低差を設けない ● 車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 ● かご内に、停止予定階数及び現在位置を表示する装置を設置 ● 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置 ● かごの有効幅 <u>140cm以上</u> ● 車いすの転回に支障がないかごの構造 ● かご内に、出入口の戸の開閉状況を確認することができる鏡の設置 ● かご内に手すりを設置 ● かごの内外で互いに視認できる構造（ガラス、画像表示設備等） ● 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機等は、上記のほか次の構造 	<ul style="list-style-type: none"> ● 90cm以上 ● 180cm以上 ● 160cm以上

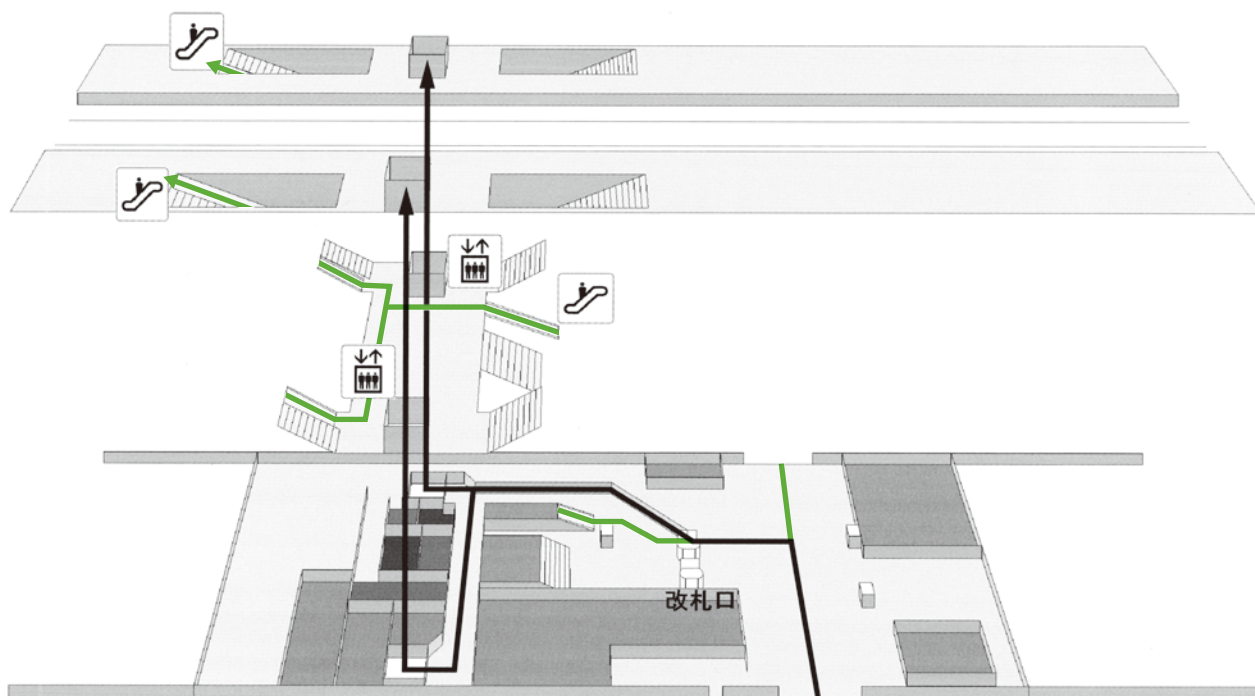
整備項目	整備基準	より望ましい基準
<p>移動等円滑化経路を構成する車いす利用者用特殊構造昇降機</p>	<p>* かが内に、到着する階並びに戸の閉鎖を知らせる音声案内装置を設置</p> <p>* かが内及び乗降ロビーの制御装置に、視覚障害者に配慮した設備（文字等の浮き彫り、音声による案内、点字等）の設置</p> <p>* かが内及び乗降ロビーに、昇降方向を知らせる音声案内装置を設置</p> <p>●平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定する構造</p> <p>●かごの有効幅70cm以上、奥行き120cm以上</p> <p>●車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、十分な有効幅、奥行き確保</p> <p>●かごの内外で互いに視認できる構造（ガラス、画像表示設備等）</p>	

■ 公共交通移動等円滑化経路の考え方

公共用道路（一般交通用施設であって旅客施設の外部にあるもの。主に道路や駅ビルのフロアなど）と公共輸送車両等の乗降口との間の経路のうち1以上を「公共交通移動等円滑化経路」とし、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備する必要があります。

より望ましい基準として、複数の経路に同様の整備をすることとしています。

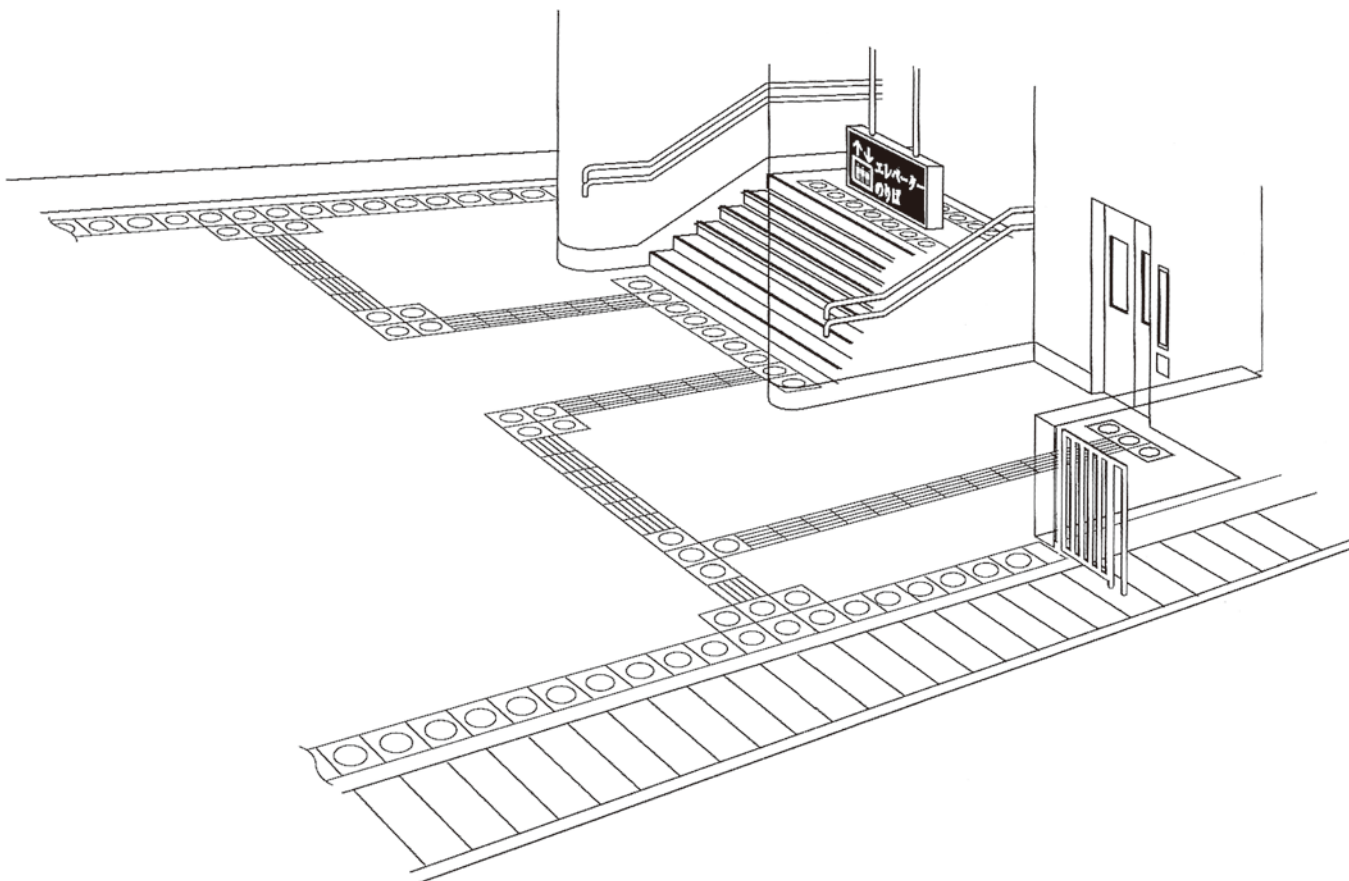
■ 公共交通移動等円滑化経路の例



整備基準 →
より望ましい基準 →

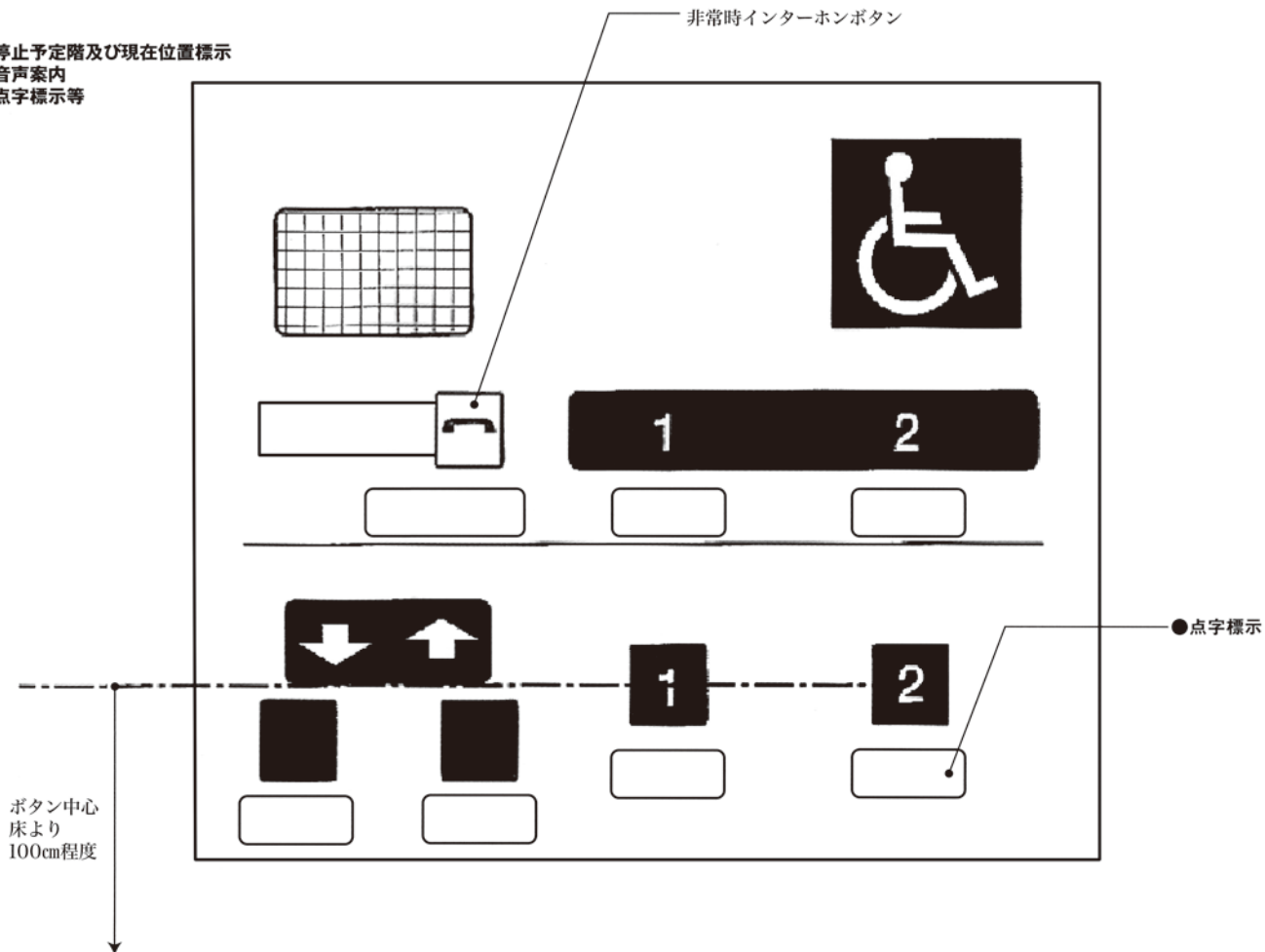
●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ エレベーターと階段の配置



■ かご内制御装置の例

- 停止予定階及び現在位置標示
- 音声案内
- 点字標示等

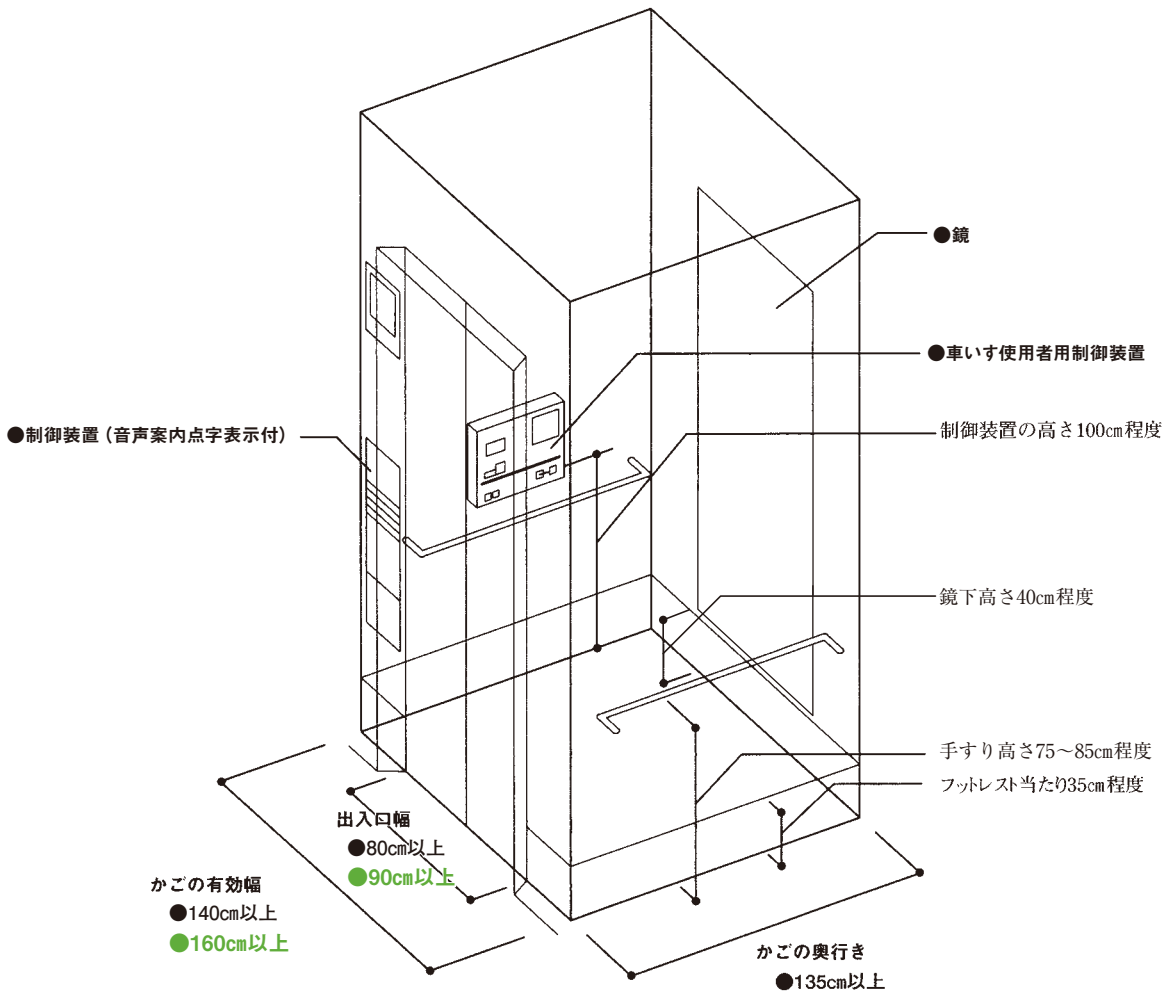


II-1 公共交通移動等円滑化経路

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

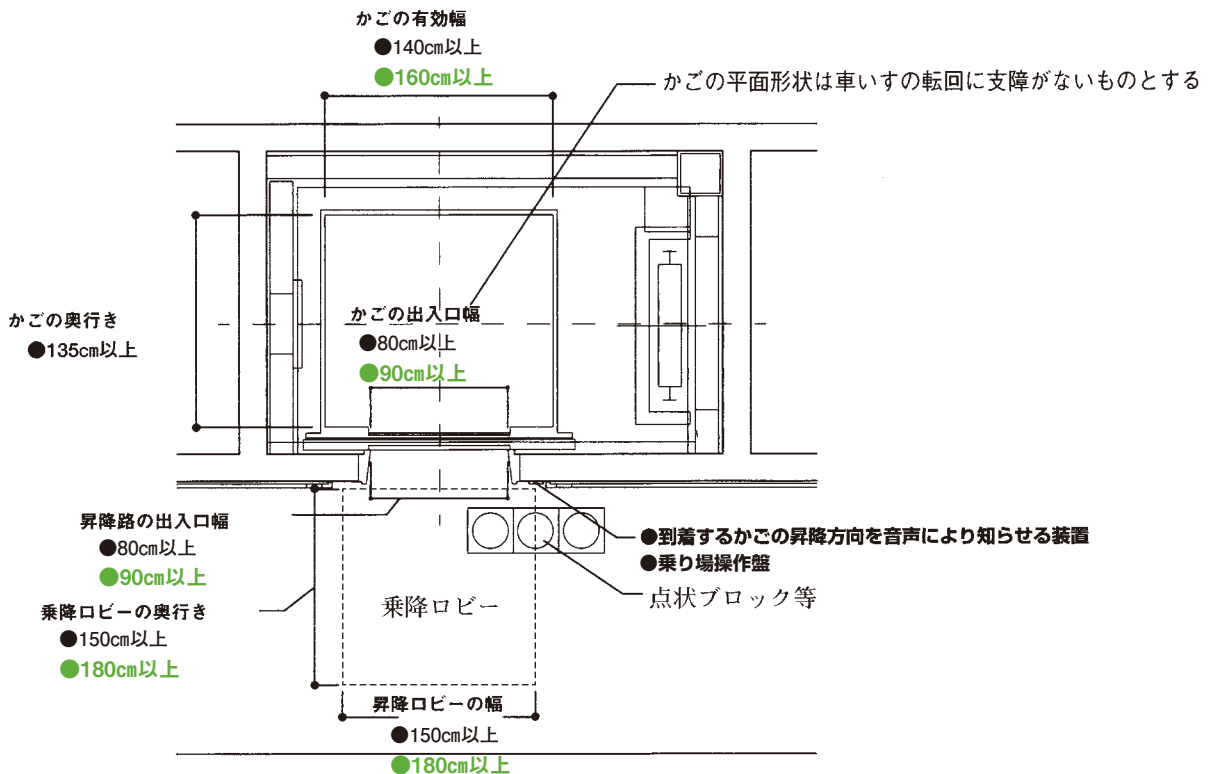
■ 利用円滑化経路を構成するエレベーターの形状

●多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び昇降ロビーに設ける制御装置には音声案内、点字表示等を設置する。



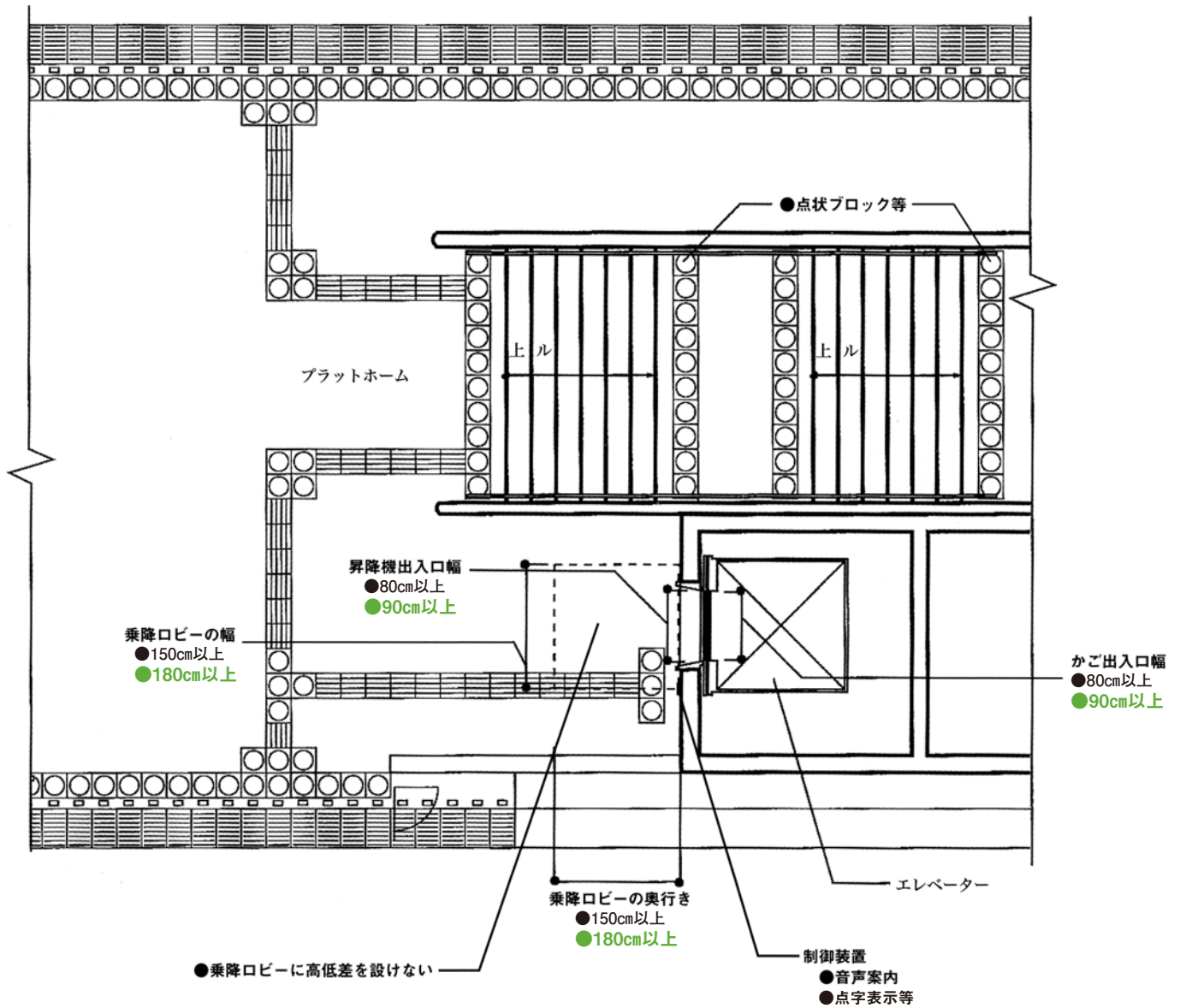
■ 利用円滑化経路を構成するエレベーターと乗降ロビーの平面

●かごの平面形状は車いすの転回に支障がないものとする



●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■エレベーターと階段の配置の例





II-2

通路等

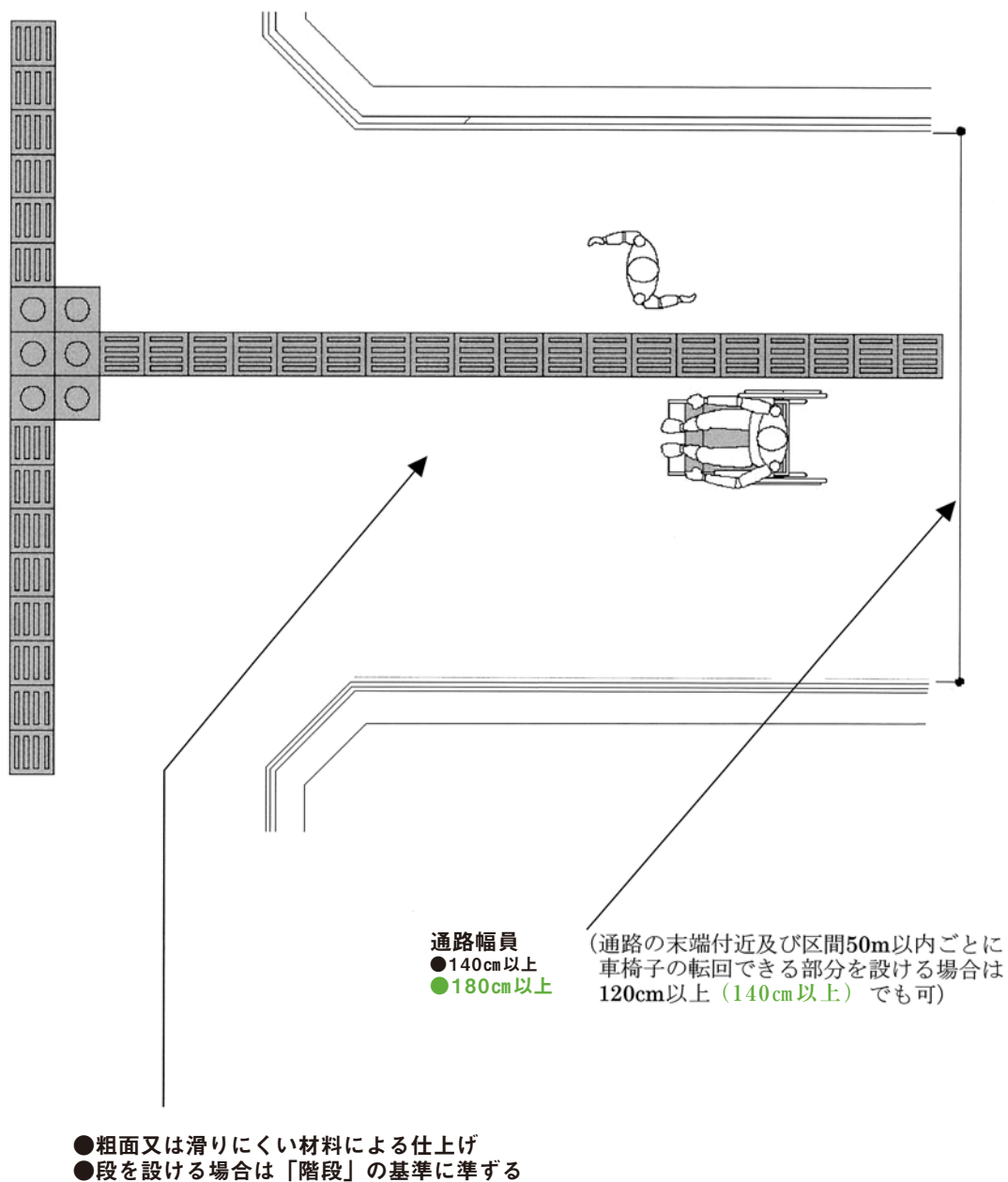
基本的な考え方▶

通路等は、車いす利用者等の利用に配慮した有効幅を確保し、また必要に応じてスロープ等を設置するとともに、視覚障害者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。移動等円滑化経路を構成する通路等では、より使いやすい構造とする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
通路等	<ul style="list-style-type: none"> ●粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ●段を設ける場合はⅡ-5（公共交通機関の階段）の基準に準ずる 	
移動等円滑化経路を構成する通路	<ul style="list-style-type: none"> ●幅員<u>140cm以上</u>（構造上の理由により<u>120cm以上</u>でも可（通路の末端を車いすが転回できる広さとし、50m以内ごとに車いすの転回できる場所を設ける）） ●戸を設ける場合は、自動的に開閉するものとするなど車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、前後に高低差がないこと（傾斜路を併設する場合を除く） ●照明設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●180cm以上（構造上の理由により140cm以上でも可（通路の末端を車いすが転回できる広さとし、50m以内ごとに車いすの転回できる場所を設ける））

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 通路の整備例





Ⅱ-3

階段に代わり又は併設する傾斜路

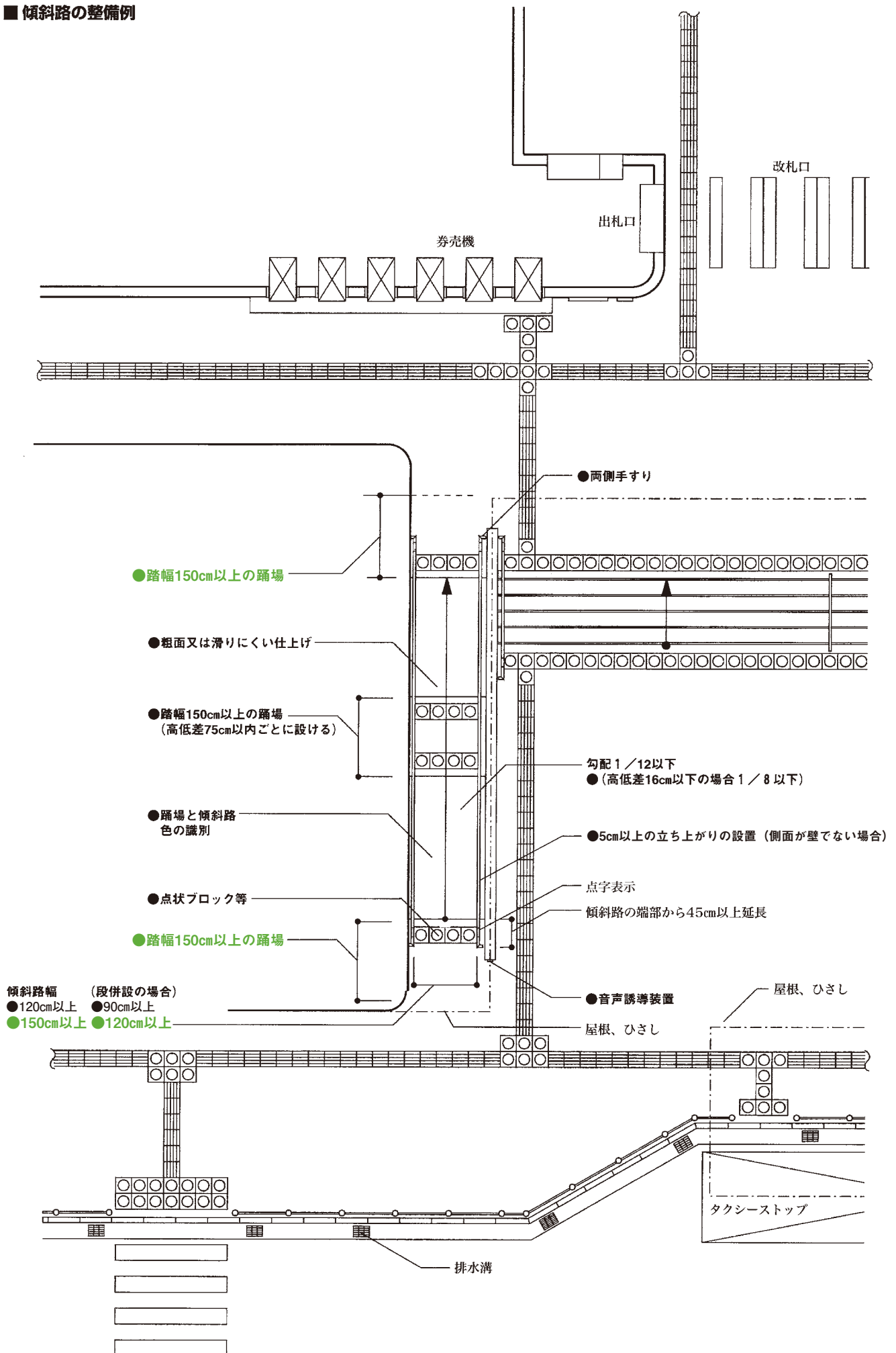
基本的な考え方▶

車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とします。また、下降の際にも腕にかかる負担は大きく、勾配はできるだけ緩くする必要があります。移動等円滑化経路を構成する傾斜路では、より使いやすい構造とする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●両側に手すりを設置 ●粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ●明度差等により傾斜路を識別しやすい配色 ●側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 	
移動等円滑化経路を構成する傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅は120cm以上（階段に併設するものは90cm以上） ●勾配は1／12以内（高さ16cm以下の場合1／8以内） ●高さが75cmを超える場合75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置 ●縁端部に5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●150cm以上（階段に併設するものは120cm以上）

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 傾斜路の整備例





Ⅱ-4

エスカレーター

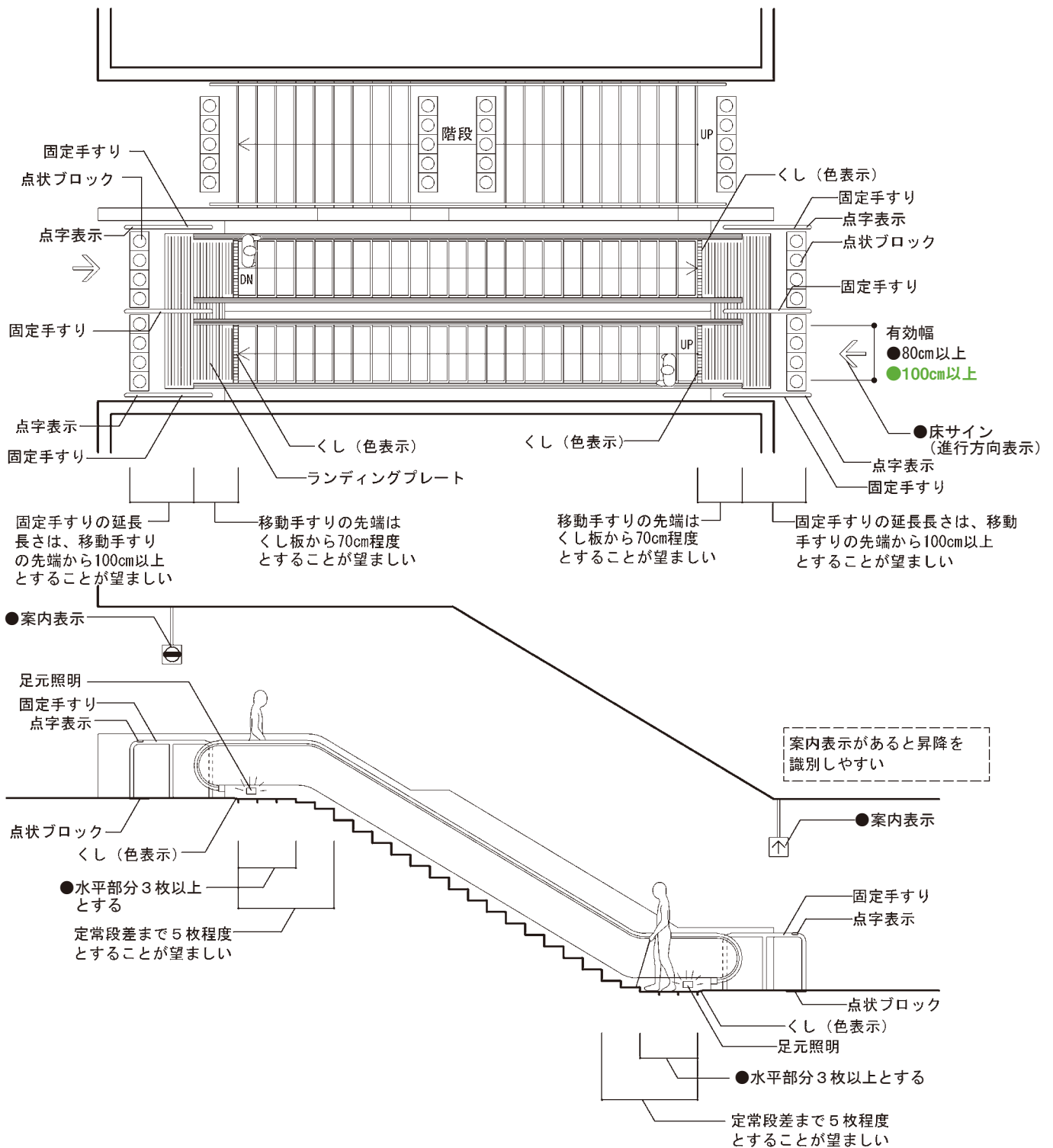
基本的な
考え方▶

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとって、エスカレーターは非常に有効な移動手段です。整備に当たっては、混乱や接触を避け円滑に移動するため、行き先や昇降方向の音声による案内が必要です。移動等円滑化経路を構成するエスカレーターでは、より使いやすい構造とする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ●行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置の設置 	
移動等円滑化経路を構成するエスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ●上り専用と下り専用をそれぞれ設置（旅客が同時に双方向に移動しない場合を除く） ●滑りにくい材料による踏み段の表面及びくし板の仕上げ ●昇降口において、同一平面上に3枚以上の踏み段がある構造 ●明度差等により踏み段相互、及びくし板と踏み段を識別しやすい配色 ●上端及び下端に近接する通路に、進入の可否の表示 ●有効幅 <u>80cm以上</u> ●踏み段の面について、車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができ、かつ車止めが設けられた構造^(※) (※：車いす対応エスカレーター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●100cm以上

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ エスカレーターの設計標準



(出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省 (一部加工して使用))



II-5

階段

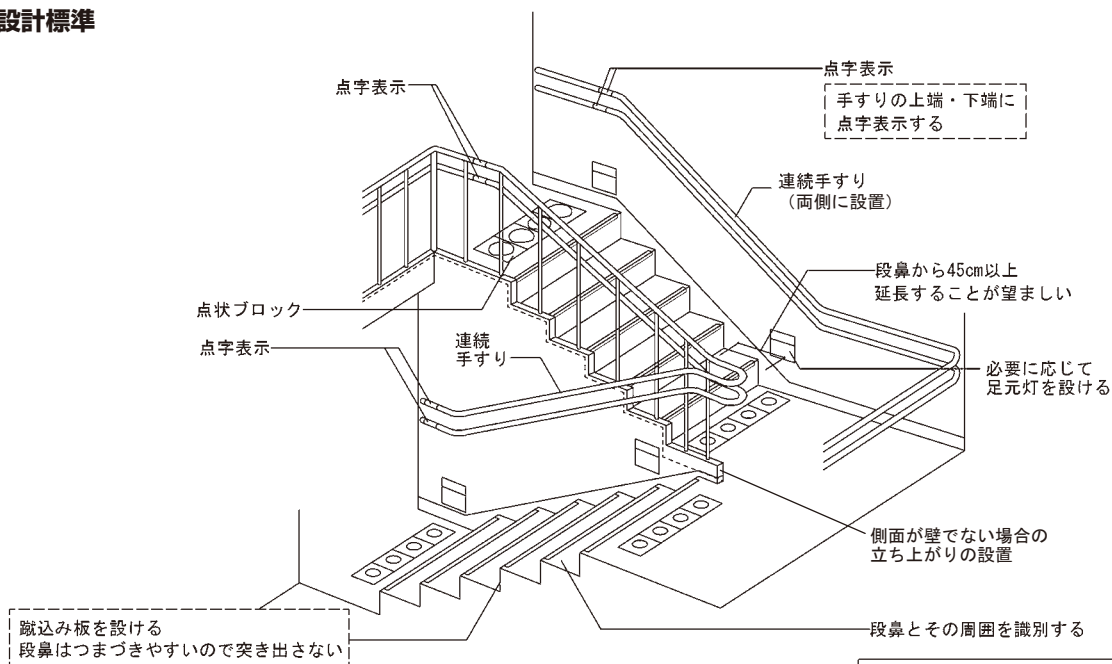
基本的な考え方▶

階段は、施設内の垂直方向の移動手段の一つであり、杖使用者や高齢者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対する配慮を行うことが必要です。

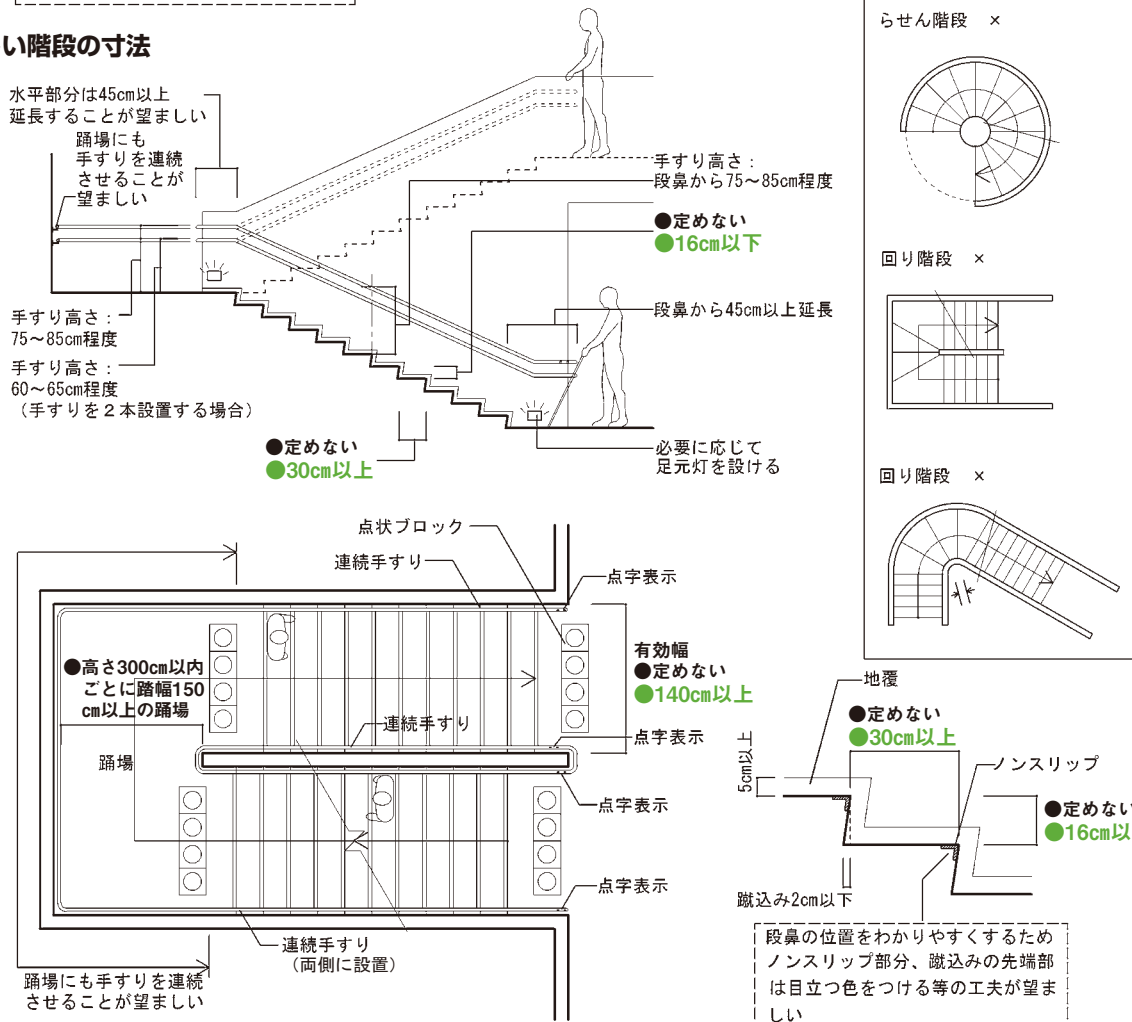
整備項目	整備基準	より望ましい基準
階段	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅 <u>定め</u>ない ●けあげの寸法 <u>定め</u>ない ●踏面の寸法 <u>定め</u>ない ●回り段を設けない構造（構造上困難な場合を除く） ●粗面又は滑りにくい材料による表面仕上げ ●識別しやすく（明度差等）、かつ、つまづきにくい構造の段 ●側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 ●高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置 ●両側への手すりを設置 ●手すり端部付近に行き先を示す点字を設置 ●照明設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●140cm以上 ●16cm以下 ●30cm以上 ●（ ）内緩和事項は適用しない

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

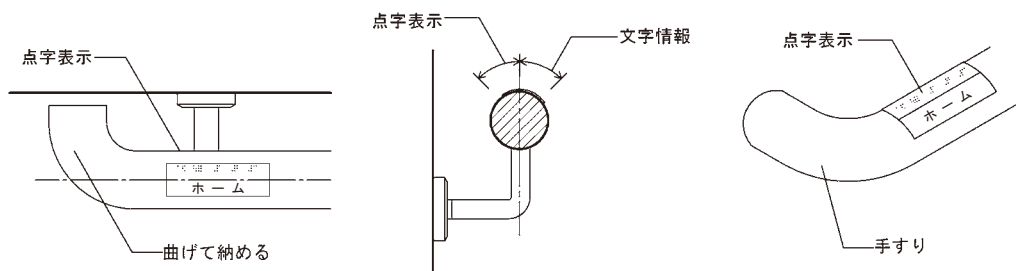
■ 階段の設計標準



■ 望ましい階段の寸法



■ 手すりの端部と点字表示



(出典:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」国土交通省 (一部加工して使用))